

# 熊本県違反開発行為等是正事務処理要領

## 第1 目的

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に違反する開発行為等に係る是正事務については、この要領によるものとし、もって、違反開発行為等に対する措置の適正な執行を図ることを目的とする。

## 第2 適用範囲

この要領は、法第3章第1節及び法第79条から第82条までの規定に基づく知事の権限に属する事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の中核市及び同法第252条の17の2第1項の規定に基づく条例の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市の区域における知事の権限に属する事務を除く。）に限り、適用する。

## 第3 定義

この要領において「違反行為」とは法第81条第1項各号のいずれかに該当する行為をいい、「違反行為者」とは当該行為を行った者を、また、「違反行為者等」とは違反行為者及び違反行為の疑いのある行為を行った者並びにこれらの者の関係人をいう。

## 第4 処理上の原則

- (1) 違反行為の是正事務は、迅速、正確かつ厳正な態度で行う。
- (2) 土木部建築課及び地域振興局の違反行為の是正事務に関わる職員（以下「職員」という。）は、特に次の点に留意する。
  - ア 違反行為の早期発見及び早期是正に努め、是正のための効果的な措置を速やかに講じる。
  - イ 指導に当たっては、冷静かつ丁寧に行う。
  - ウ 公権力の行使に当たっては、これを乱用することのないよう留意し、法令等の執行及びその手続に遺漏のないよう注意する。
  - エ 違反行為の状況、その指導経過等を正確に記録し、的確な報告を行うとともに、職員間の緊密な連絡を図り、円滑な業務を推進する。
  - オ 県の関係部局及び官公署（以下「関係機関」という。）との連携を密にとり、是正事務の適切な処理を推進する。

## 第5 文書取扱上の注意

違反行為者等へ送付する通知書、勧告書、命令書等は、配達証明郵便で送付し、郵便物配達証明書は記録につづり、保存する。

違反行為の是正事務を行うに当たり、作成した調書又は収集した資料その他の書類は、すべて取扱注意とし、処理過程において外部に漏れることがないようにする。

## 第6 事務分掌

違反行為の是正事務に係る事務分掌は、別表のとおりとする。

## 第7 パトロール

違反行為の早期発見と未然防止のために、適宜パトロールを行う。

この場合、必要に応じて、関係機関と協議を行い、連携して実施する。

## 第8 現場調査等

### (1) 現場調査

パトロール、通報、投書等により違反行為及び違反行為に該当する疑いのある行

為を発見したときは、状況を把握するため、現場調査を行う。

なお、現場調査は次の点に留意して行い、調査結果を現場調査書（様式第1号）に正確かつ詳細に記載する。

ア 違反行為の疑いのある土地への立入り

- ① 無用なトラブルを回避するよう心掛ける。
- ② 複数の職員で行い、必要に応じて関係機関と共同で行う。
- ③ 身分証明書を提示し、立入りの目的を説明する。
- ④ 住宅への立入りが必要と認められる場合は、その居住者の承諾を得なければならない。
- ⑤ 立入り時刻は、日の出から日没までを原則とする。

イ 携行品

- ① 身分証明書（法第82条第2項の規定に基づくもの）
- ② 現場調査書（様式第1号）
- ③ 指示書（様式第2号）
- ④ 測定用器具、カメラ、筆記用具、保護帽等

ウ 写真撮影

違反行為の状況が明確に説明できるよう、次の点に留意する。

- ① 写真には撮影日を入れる。
- ② 敷地並びに建築物等の用途、規模及び構造が把握できる構図とする。
- ③ 自動車ナンバー、商号など違反建築物と関連するものを含める。
- ④ プライバシー（肖像権）に配慮し、現場管理者や作業員の顔を正面から撮影しない。

(2) 現場指示

ア 現場調査の結果、違反行為が明確となった場合は、指示書（様式第2号）により必要な指示を行う。なお、違反行為の内容が軽微なもの又は容易に適法な状態に是正できる見込みのあるものについては、口頭により指示を行うことができる。

① 工事停止・使用禁止の指示

違反行為が明確な事案のうち、工事中のものは工事停止を、建築物で工事が完了し現に居住の用に供しているもの以外は、使用禁止の指示を行う。

② 防災措置の指示

工事その他の行為の停止により、停止状態で放置すると、災害を引き起こす危険性があると認められる場合は、災害防止のために必要な措置を講じるよう指示する。

イ 現場に違反行為者が不在のときは、必要に応じて現場の見やすい場所に指示書を掲示又は貼付する。

(3) 関連調査

違反行為及び違反行為に該当する疑いのある行為を発見したときは、現場調査と並行して、調査対象に関する情報を収集する。

ア 開発許可等の有無等

開発許可、建築許可及び建築確認の有無について台帳等で確認するとともに、許可申請書等により違反行為者等を確認する。

イ 用途規制等

地域地区、地区計画等の規制内容を確認する。

ウ 土地・建物登記簿謄本

法務局において公図の閲覧を行い、地番を確認したうえで、土地・建物登記簿謄本を閲覧し、土地・建物の所有者等を調査する。

エ 商業登記簿謄本

法務局において商業登記簿謄本を閲覧し、法人の所在地や代表者等を調査する。

オ 建築士、建設業者等登録

関係機関に照会し、許可、登録等の有無、許可等の内容を調査する。

カ その他

関係機関に照会し、周辺道路等の測量図や現場に駐車中の自動車の所有者等の情報を調査する。また、水道、電気及びガスの供給状況を調査する。

## 第9 調査結果の整理

現場調査、事情聴取等によって違反行為が明確となった場合は、違反状況調査票（様式第3号）を作成し、以降、違反是正に関する記録は、当該調査票に適宜記載する。

## 第10 事情聴取

- (1) 違反行為者の特定及び違反事実の内容把握・確認を行うため必要と認められる場合又は第11の是正指導若しくは第12の是正勧告に従わない場合は、違反行為者等に対して事情聴取を行う。
- (2) 事情聴取を行う場合は、様式第4号により通知する。なお、法第80条第1項の規定に基づき、開発許可等を受けた者に対して報告を求める場合は、様式第4号の2により通知する。
- (3) 事情聴取を行うときは、次の点に留意する。
  - ・複数の職員で行う。
  - ・応対に当たっては、厳正かつ公正な態度で臨み、安易かつ不用意な言動を慎む。
  - ・通報者及び情報提供者等が迷惑を被ることがないように守秘義務を遵守する。
- (4) 聴取の手順
  - ア 被聴取者の氏名を確認し、聴取出席者名簿（様式任意）に住所、氏名及び電話番号の記入を求める。被聴取者が違反行為者等の代理人のときは、委任状により違反行為者等との関係を確認する。なお、委任状のない者には、違反行為の伝達又は是正の指導は行わない。
  - イ 聴取担当者氏名、聴取の目的及び趣旨を口頭で明確に被聴取者に伝えた上で、事情聴取を開始する。
  - ウ 現場調査等により把握した事実及び違反行為に該当する疑いのある行為について漏れなく説明する。
  - エ 被聴取者に事情の説明を求め、この説明を十分に聴いた上で、必要事項について質問する。主な質問内容は、次のとおりとする。
    - ・被聴取者の資格、免許、業登録、雇用関係等
    - ・違反に係る土地又は建築物の権利関係
    - ・違反行為の実行者及び責任者
    - ・違反であることの認識
    - ・違反行為を行った目的、理由
    - ・違反是正についての意思及び具体的措置
  - オ 被聴取者の主張に、法令等の規定の解釈に係る誤解があったときは、当該規定の正しい解釈について説明を行い、理解を求める。

カ 聴取内容を整理し、事情聴取調書（様式第5号）を作成する。

#### 第11 是正指導

- (1) 現場調査等及び事情聴取の結果により、違反行為及び違反行為者が特定された場合は、違反行為者に指示書（様式第2号）を交付し、工事の停止又は建築物等の使用の禁止その他の違反を是正するため必要な措置を指導し、提出期限を定め、是正計画書（様式第6号）を提出させる。
- (2) (1)の是正指導に従わない者に対しては、必要に応じて再度、指示書を交付し、是正措置の期限を定め、是正計画を履行するよう促す。

#### 第12 是正勧告

是正指導に応じず、違反是正のために勧告が必要と判断した場合は様式第7号により、是正措置の期限を定め、違反行為者に勧告を行う。なお、法第80条第1項の規定に基づき、開発許可等を受けた者に対して勧告を行う場合は、様式第7号の2により行う。

#### 第13 監督処分の手前手続

- (1) 法第81条第1項の規定に基づく不利益処分を行うときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により当該監督処分の名あて人となるべき者に対し、聴聞又は弁明の機会を与えなければならない。
- (2) 聴聞は、許可又は承認を取り消す不利益処分をしようとするときに行う。
- (3) 弁明の機会の付与は、許可又は承認の取消し以外の不利益処分をしようとするときに行う。ただし、聴聞を行う必要があると認める場合は、聴聞を行う。
- (4) 防災上、緊急に対処する必要がある場合など、行政手続法第13条第2項に該当すると認められる場合は、聴聞又は弁明の手続を省略する。

#### 第14 聴聞

聴聞は、行政手続法及び熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年熊本県規則第45号）により行う。なお、この場合、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、聴聞通知書（様式第8号）により通知する。

聴聞の進行については、別添「聴聞進行要領」により行う。

#### 第15 弁明の機会の付与

弁明の機会の付与は、行政手続法及び熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則により行う。なお、この場合、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、弁明通知書（様式第9号）により通知する。

#### 第16 監督処分

監督処分は、聴聞又は弁明の結果を踏まえて違反の内容、程度等の諸事情を勘案し、法第81条第1項の規定に基づき行う。

- (1) 監督処分の内容
  - ア 許可の取消し、変更若しくは効力停止又は許可条件の変更若しくは新たな条件の付加
  - イ 工事その他の行為の停止命令
  - ウ 相当の期限（準備期間、是正工事に必要な期間、代替物に移転するために必要と認められる期間等を勘案して求めた合理的な期限）を定めて、建築物等の改築、移転、除却その他違反を是正するための必要な措置を取るべき命令
- (2) 被処分者
  - ア 法令、処分に違反した者又は当該違反事実を知って、違反物件を譲り受け、若

- しくは使用権を取得した者
- イ 法令、処分に違反した工事の注文主若しくは請負人、請負契約によらないで自ら工事を行う者
- ウ 許可等に付した条件に違反した者
- エ 詐欺その他不正な手段により、許可等を受けた者

(3) 監督処分の方法

監督処分は、様式第 10 号又は様式第 10 号の 2 により、令達文書の形式をもって通知する。命令の内容については、第 16(1)のアからウに記載の内容を被処分者に通知する。

第 17 監督処分の公示

- (1) 監督処分を行ったときは、法第 8 1 条第 3 項の規定に基づき、その旨を公示しなければならない。
- (2) (1)の公示は、様式第 11 号による標識の設置及び様式第 12 号による熊本県公報への掲載により行う。
- (3) (2)の標識は、原則として違反物件の敷地内の見やすい場所に設置する。
- (4) 監督処分を行ったとき（開発許可を行ったものに限る。）は、法第 4 7 条第 4 項の規定に基づき開発登録簿に必要な修正を加え、関係事項を開発登録簿の予備欄に記入する。

第 18 水道事業者等に対する供給保留要請

- (1) 監督処分を行ったときは、監督処分の実効性を確保するため必要に応じて、市街化調整区域における法第 2 9 条第 1 項の規定に違反して開発された土地又はその土地にある建築物その他の工作物に係る水道、電気又はガス（以下「水道等」という。）の供給の申込みの承諾を保留するよう水道事業者、電気事業者又はガス事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して要請する。

なお、要請するときは、様式第 13 号に命令書の写し及び当該違反行為が行われている場所を示す位置図等を添付して水道事業者等に依頼する。

- (2) 保留要請を行った場合は、直ちに、被処分者に対し、水道事業者等に水道等の供給承諾保留要請を行った旨を様式第 14 号により通知する。

また、保留要請を行った旨を第 17(2)と同様の方法により公示する。

第 19 是正措置の進行管理

- (1) 是正計画書による進行管理

被処分者が是正の意思を示したときは、提出期限を定め、是正計画書（様式第 6 号）を提出させる。

提出された是正計画書に記載された是正内容及び方法並びに是正を完了させる期限が妥当であると認められる場合は、以降、当該計画書に記載された工程に従い、適宜是正措置の状況を確認する。

- (2) 履行の催告

次のいずれかに該当する場合は、被処分者に対して、様式第 15 号により、期限を明示し、是正措置の履行を催告する。

- ア 命令に従わないとき。
- イ 是正計画書の記載内容を履行しないとき。
- ウ その他催告をすることが適当と認められるとき。

第 20 監督処分の解除

違反是正が完了したときは、第 17 により設置した標識を撤去する。また、水道事業者等に供給保留を要請している場合は、様式第 16 号により速やかに要請を取り下げる。

#### 第 21 告発

- (1) 違反の程度が重大で、かつ反社会性が大きい悪質な事案は、刑事訴訟法第 239 条の規定に基づき、様式第 17 号により告発を行う。なお、告発は、当該違反行為地を管轄する警察署に告発状を提出することにより行う。
- (2) 刑事訴訟法第 250 条第 6 号の規定により公訴時効が 3 年であることから、告発から起訴までの期間を考慮し、告発が遅れることのないよう留意する。
- (3) 告発は違反行為の是正ではないので、告発を行っても違反行為の是正指導は継続して行う必要がある。

#### 第 22 代執行

- (1) 下記の要件のすべてに該当する場合は、諸事情を勘案し、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）に基づいて行政代執行を行う。
  - ア 法令により直接に命ぜられ、又は法律に基づき行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行していないこと。
  - イ 他人が代わってなすことのできる行為（代替的作為義務）であること。
  - ウ 他の手段によってその履行を確保することが困難であること。
  - エ 不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること。
- (2) 法第 81 条第 2 項の規定により、必要な措置を命ずべき者を確知することができず代執行を行うときは、次により公示しなければならない。
  - ア 熊本県公報によりあらかじめ当該措置を行う旨を公告する。
  - イ 公告の内容その他必要な事項を、公告を行った日から 10 日間、当該措置を行うおとす土地の付近その他の適当な場所に掲示する。

#### 第 23 違反行為の是正事務の完結

- (1) 違反行為の是正事務は、次のいずれかに該当する場合に完結したものとする。
  - ア 違反行為者が任意に違反行為を是正したとき。
  - イ 違反行為者が命令を履行したとき。
  - ウ 法の規定に基づく許可又は承認をしたとき。
  - エ 法の規定に基づき許可が不要となったとき。
  - オ 代執行が完了したとき
- (2) 違反行為の是正事務が完結したときは、是正完了後の現地写真を添付の上、違反状況調査票（様式第 3 号）に完結した旨を記載し、是正事務を行うに当たり作成した調書又は収集した資料その他の書類とともに保管する。

また、必要に応じて関係機関に是正事務が完結した旨を通知する。

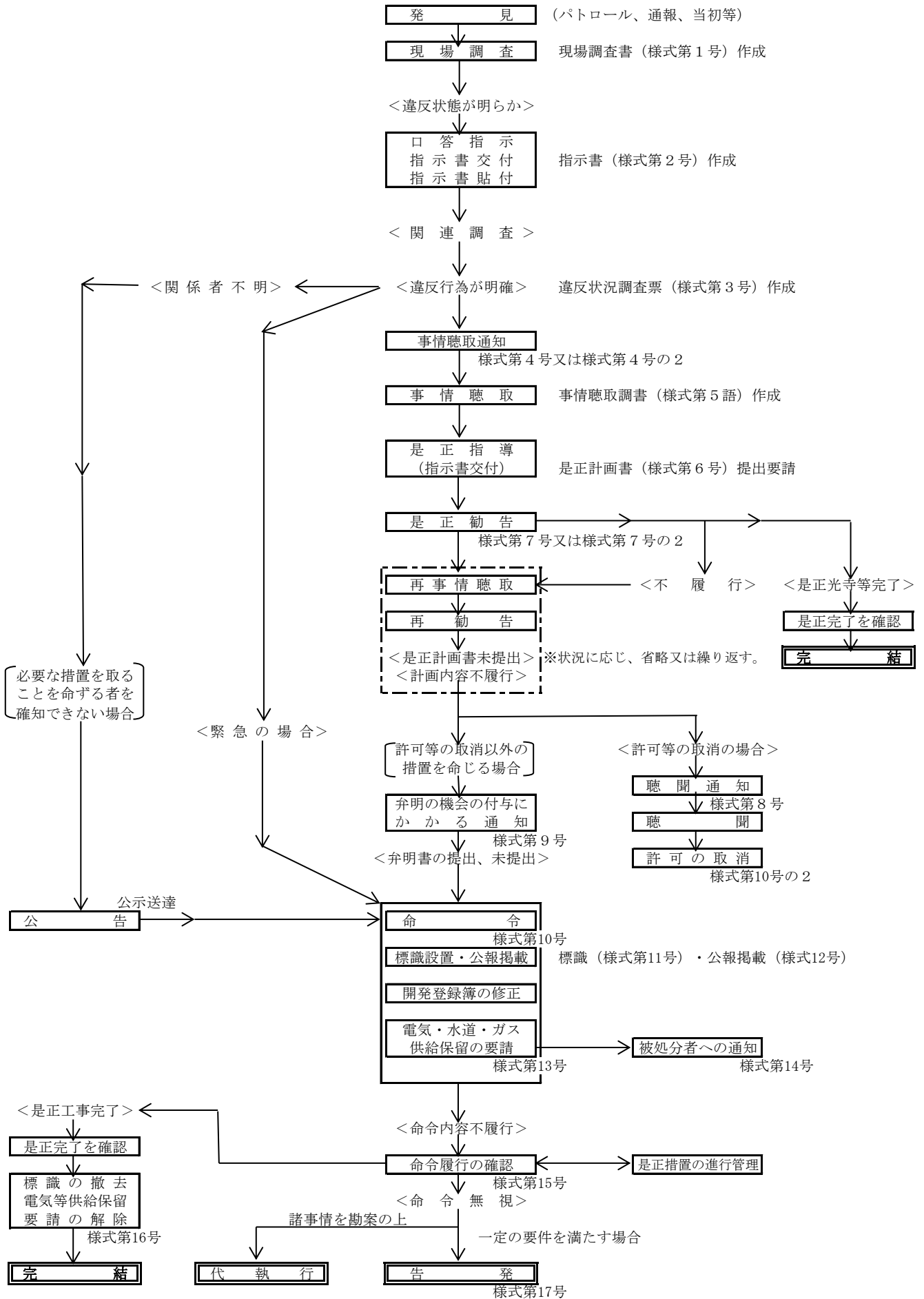
#### 附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表：違反開発行為等事務処理の分掌事務

事務処理要領記載内容		土木部 建築課長	地域 振興局長	摘要
第7	パトロール		○	
第8	現場調査等		○	
第9	調査結果の整理		○	
第10	事情聴取		○	
第11	是正指導		○	
第12	是正勧告		○	
第13	監督処分の事前手続	○		
第14	聴聞	○		
第15	弁明の機会の付与	○		
第16	監督処分	○		
第17	監督処分の公示			
	①標識の設置		○	
	②熊本県公報への掲載	○		
	③開発登録簿への記載	○	○	開発登録簿管理者が 実施
第18	水道事業者等に対する供給保留要請			
	①通知	○		
	②標識への明記		○	
第19	是正措置の進行管理			
	①進行管理	○	△	△：現場の措置履行 状況の確認
	②履行催告	○		
第20	監督処分の解除	○		
第21	告発	○		
第22	代執行	○	△	△：現場における業務 支援
第23	違反行為の是正事務の完結	○	○	

# 違反開発行為等是正事務フロー





様式第1号

						課員

現場調査書

記録者：○○○○地域振興局土木部○○○○課 ○○○○

日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分					
場所						
調査者						
調査結果	現場の状況	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				
	指示内容	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				
	写真撮影	有・無	撮影者			
備考						

様式第1号（裏面）

（位置図、写真等を添付）

撮影年月日：平成 年 月 日 時 分



様式第4号

第 号  
平成 年 月 日

住所（所在地）  
氏名（名称） 様

熊本県〇〇〇地域振興局土木部長

（開発・建築等）に係る事情聴取について（通知）

〇〇〇（市町村）〇〇〇番〇〇〇における（開発行為・建築工事等）について、あなたから事情をお聞きしたいので、下記の日時に（施行者・設計者）と一緒に来庁願います。

指定の日時に来られない場合は必ず連絡願います。

なお、代理人を出席させる場合には、代理人に委任状を持参させてください。

記

1 日時 平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時

2 場所

3 その他

例：持参図書等

連絡先 住 所
電話番号
担当者

様式第4号の2

第 号  
平成 年 月 日

住所（所在地）  
氏名（名称） 様

熊本県〇〇〇地域振興局土木部長

（開発行為・建築行為等）に係る事情聴取について（通知）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で（許可・承認）しました（開発行為・建築行為等）について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第80条第1項の規定により、あなたの報告を得たいので、下記の日時に（施行者・設計者）と一緒に来庁願います。

指定の日時に来られない場合は必ず連絡願います。

なお、代理人を出席させる場合には、代理人に委任状を持参させてください。

記

1 日時 平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時

2 場所

3 その他

例：持参図書等

連絡先 住 所
電話番号
担当者


事 情 聴 取 調 書

記録者 ○○○○○○ 印

1 事案の概要

2 日 時 平成 年 月 日 ( ) 時 ~ 時

3 場 所

4 出席者

聴取者 (行政) :

被聴取者 (来庁者) :

5 内 容

(聴取者)

(被聴取者)

(行政)

(被聴取者)

是 正 計 画 書

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

住所（所在地）

氏名（名称）

印

都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項に違反した行為について、下記のとおり是正します。

なお、是正が完了した後は、直ちに文書により報告します。

記

- 1 違反行為の場所
- 2 違反行為の内容
- 3 是正期限及び是正工程（具体的に記載してください。）
- 4 違反した経緯及び理由
- 5 その他

様式第7号

第 号  
平成 年 月 日

住所（所在地）  
氏名（名称） 様

熊本県〇〇〇地域振興局長 印

（開発行為・建築工事）の是正措置について（勧告）

〇〇〇（市町村）〇〇〇番〇〇〇における（開発行為・建築工事）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 条 の規定に違反しているため、直ちに下記のとおり措置することを勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、都市計画法第81条第1項の規定により処分することがあります。

記

- 1 理由
- 2 違反内容
- 3 勧告する措置・期限等

連絡先 住 所
電話番号
担当者



様式第7号の2

第 号  
平成 年 月 日

住所（所在地）  
氏名（名称） 様

熊本県〇〇〇地域振興局長 印

（開発行為・建築行為等）の是正措置について（勧告）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で（許可・承認）しました（開発行為・建築行為等）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 条 の規定に違反しているため、都市計画法第80条の規定により、直ちに下記のとおり措置することを勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、都市計画法第81条第1項の規定により処分することがあります。

記

- 1 理由
- 2 違反内容
- 3 勧告する措置・期限等

連絡先	住所
	電話番号
	担当者

様式第 10 号

熊本県達第 号	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第 条 の規定により、次のとおり命じます。	
平成 年 月 日	
熊本県知事 印	
1	（命令内容）
2	（命令内容）
教 示	1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県開発審査会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第 10 号の 2

<p style="text-align: right;">熊本県達第 号 住所（所在地） 氏名（名称）</p> <p>平成 年 月 日付け熊本県指令第 号の許可は、都市計画法（昭和43年法律第10号）第 条 の規定に基づき、次の理由により取り消します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">熊本県知事 印</p> <p style="text-align: center;">理 由</p>	
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県開発審査会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。</p>

様式第 11 号

都市計画法による命令の公示

所在地

命令を受けた者の氏名

この 年 月 日付けで、同法第81条に基づき  
は、都市計画法に違反しているのを命じた。

注

- 1 この標識を損壊したものは、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して を行った場合は、罰せられます。

- 3 年 月 日 { 水道事業者名  
電気事業者名  
ガス事業者名 } に対して { 水道  
電気  
ガス } の供給の申し込み  
の承諾を保留するよう要請しています。

年 月 日

熊本県知事

## 様式第 12 号

熊本県公告第 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり監督処分を行ったので、同法第 8 1 条第 3 項の規定により公示する。

平成 年 月 日

- 1 監督処分の相手方  
（住所（所在地））  
（氏名（名称））

- 2 違反の行為地

- 3 違反行為の内容

- 4 監督処分の内容

- 5 命令を行った日

（6 その他）

（（水道事業者名等）に対して（水道等）の供給の申し込みの承諾を保留するよう要請 済み）

様式第 13 号

建第 号  
平成 年 月 日

様

熊本県知事 印

都市計画法違反是正に係る協力について（依頼）

下記の開発行為は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に違反しており同法第 81 条第 1 項の規定による監督処分を別紙のとおり行いましたので、当該土地等への（水道・電気・ガス）の供給の申込みがあった場合には、別に連絡するまでの間、承諾を保留するよう要請します。

記

- 1 場所
- 2 開発行為者等の住所・氏名
- 3 開発行為の内容

連絡先	住所
	電話番号
	担当者

様式第 14 号

建第 号  
平成 年 月 日

様

熊本県知事 印

(水道・電気・ガス)の供給承諾保留の要請について(通知)  
下記の開発行為は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に違反しており、  
に対し、水道・電気・ガスの供給の申込みの承諾を保留するよう要請した  
ので通知します。

記

- 1 場所
- 2 開発行為者等の住所・氏名
- 3 開発行為の内容

連絡先	住所
	電話番号
	担当者

様式第 15 号

第 号  
平成 年 月 日

住所（所在地）  
氏名（名称） 様

熊本県知事 印

〇〇〇〇命令の履行について（催告）

平成 年 月 日付け 第 号で命令したこのことについては、是正されていません。

つきましては、下記によりこの命令を履行するよう催告します。

記

1 催告の理由

2 命令内容

3 期限等

連絡先	住所
	電話番号
	担当者



様式第 16 号

建第 号  
平成 年 月 日

様

熊本県知事 印

(水道・電気・ガス)の供給承諾保留の要請の取下げについて(通知)

下記の開発行為については、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反するものとして、平成 年 月 日付け建第 号で(水道・電気・ガス)の供給の申込みの承諾を保留されるよう要請したところですが、違反状態の解消を確認したので、当該要請を取り下げます。

記

- 1 場所
- 2 開発行為者等の住所・氏名
- 3 開発行為の内容

連絡先	住所
	電話番号
	担当者



様式第8号

聴 聞 通 知 書

建第 号  
平成 年 月 日

様

熊本県知事 印

次のとおり聴聞を行いますので、行政手続法第15条第1項の規定により通知します。

聴 聞 の 件 名			
予定される不利益処分 の内容			
不利益処分の根拠とな る法令の条項			
不利益処分の原因とな る事実			
聴 聞 の 期 日	年 月 日	時 分	から
聴 聞 の 場 所			
聴聞に関する事務を所 掌する組織の名称及び 所在地			
聴 聞 の 主 宰 者		聴聞の 公開の 有 無	公開・非公開

備考

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。
- 2 聴聞が終結するまでの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 聴聞の期日には、代理人を出頭させることができます。この場合には、代理人選任届出書を提出してください。
- 4 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 5 聴聞の期日において不利益処分の原因となる事実に関する事項について専門的知識を有する者その他適当と認める者に対し、参考人として出頭を求める場合には、その者の氏名及び住所、聴聞の件名並びに陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を主宰者に提出してください。
- 6 やむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日及び場所の変更を申し出ることができます。
- 7 聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

様式第9号

弁 明 通 知 書

建第 号  
平成 年 月 日

様

熊本県知事 印

次のとおり弁明の機会を付与しますので、行政手続法第30条の規定により通知します。

弁 明 の 件 名	
予定される不利益処分 の内容	
不利益処分の根拠とな る法令の条項	
不利益処分の原因とな る事実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	
口頭による弁明の機会 の付与の有無	
口頭による弁明の機会 の付与の日時	
口頭による弁明の機会 の付与の場所	

告 発 状

告発人 住所・職・氏名  
被告発人 住所・氏名

右告発人に対し、

違反容疑により左記のとおり告発します。

記

一 違反事実（具体的に記載）

二 適用法令

三 参考事項

- (一) 告発に至までの経過及び措置
- (二) 情状等（必要な場合）
- (三) 添付図書（現地写真・命令書写し・函面等）

平成 年 月 日

告発人 職・氏名

警察署長 様